

子母発 0621 第1号

令和元年 6月 21 日

公益社団法人日本産科婦人科学会 理事長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長



母体血を用いた出生前遺伝学的検査（NIPT 検査）の対応について

厚生労働省として、これまで NIPT 検査の実施に当たっては、「「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」の指針等について（周知依頼）」（平成25年3月13日付け雇児母発0313第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長）により、日本産科婦人科学会が作成した「『母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査』指針」（以下「学会指針」という。）の周知並びに学会指針及び関係団体が表明した共同声明の遵守を依頼してきたところです。

他方で、ここ数年、日本医学会による認定施設以外の医療機関において学会指針を遵守しない NIPT 検査の実施が急増し、妊婦等に混乱をきたしているなどの問題が指摘されていることもあり、貴学会においては、現在、新指針案策定に向けた検討が行われていると承知しています。

厚生労働省としては、これまで貴学会をはじめとした関係団体における議論を注視してきたところですが、関係団体の間でも様々な議論があり、妊婦等に不安が広がりかねないことなどから、当省として NIPT 検査について必要な議論を行うことといたしました。

つきましては、貴学会においては、当省における議論を踏まえた対応をお願いします。